

令和8年7月3日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、点呼の実施義務違反ほか複数の違反が確認されたことなどから令和8年7月3日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「60日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和7年8月29日、同年9月5日、同年9月11日及び同年9月16日に処分対象事業者の城東営業所に対し監査を実施したところ、点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）等、合計10件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：株式会社 モアライフ
- ・ 主たる事務所の位置：東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号
- ・ 代表者名：石井 克昌

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和8年7月3日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の城東営業所（東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号）について、60日間の事業停止処分及び98日車（1両×98日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、能城

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

ます。 行政処分の年月日	令和8年7月3日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 モアライフ 代表者：石井 克昌 東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	城東営業所 東京都葛飾区四つ木5丁目8番1号
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分60日間及び輸送施設の使用停止処分98日車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（物自動車運送事業輸送安全規則第7条）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月29日、同年9月5日、同年9月11日及び同年9月16日に監査を実施。10件の違反が認められた。 (1) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (3) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (4) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (5) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (6) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (7) 日常点検の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第47条の2） (8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (9) 事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反（貨物自動車運送事業報告規則第2条） (10) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 70点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 70点